

北樺太利権交渉経過

MT

1710371

150

1-1966

042

1

北樺太の接交隊経略
 (大正十四年十二月十日頃)

目次

概説

第一 在樺一部

(一) 接交前文

(二) 賦産処分権帰屬及使向料問題

北樺太の接交隊経略

MT

1710371

152

外務省

三十一号
 (ステニス)

門	1
類	70
項	
號	

秘

大正十四年十二月

北樺太の接交隊経略

大正十四年十二月十日頃

北樺太の接交隊経略

北樺太の接交隊経略

外務省

MT

1710371

151

7-232

1-1966

3

(七) 打心、牛、羊、猪、鸡、狗、兔、禽、畜、饲养、问题
(六) 劳资、问题
(五) 煤炭、工业、问题
(四) 船舶、工业、问题
(三) 森林、伐木、问题
(二) 货币、问题
(一) 工业、生产、问题

MT 1710371 154

4

(十) 农业、生产、问题
(九) 工业、生产、问题
(八) 林业、生产、问题
(七) 船舶、工业、问题
(六) 森林、伐木、问题
(五) 中央、地方、关系、问题
(四) 利率、问题
(三) 经济、问题

MT 1710371 153

1-1966

5

第二、在卷一部

(一) 勢多新文

(二) 戦後新右派論争の経緯問題

(三) 海軍造船問題

(四) 利権者、戦後保障問題

(五) 中央及地方協同と利権者との関係

(六) 地域問題

(七) 利権問題

外務省

MT 1710371 156

4

附録 常務側提案に就いての取極め

(一) 日本側進出提案

(二) 常務側進出提案

(三) 其他の提案

(四) 争議解決方法

(五) 利権者保障問題

(六) 利権者保障問題

外務省

MT 1710371 155

1-1966

7

(一) 其他事項
(二) 其他の投資、債務
(三) 命案解決手帳
(七) 租税及び破産問題
(八) 租税賦金借入問題
(九) 労働問題
(一〇) 労働問題

外務省

MT

1710371

158

6

(十) 従軍支那地帯規則
(十一) 船舶支
(十二) 森林採掘問題
午港
(十三) 産出物の同等物輸入高
(十四) 租税問題
(十五) 租税問題
(十六) 租税問題
(十七) 租税問題

外務省

MT

1710371

157

8

莫斯利科社北極太利後交涉(注)
 北京條約附屬議定書(乙)に依り北極太利石油利權契
 約日本軍隊北極太利撤退定す、口向す本年五月十日ヨリ
 五月十日締結せし(キ)トナリ迄に撤退兵、市長、中
 五月十日ヨリ完了せしニ利権会社ノ組織存留、多數
 一日子ヲ前ニ改訂ヨリ推薦せしニ石油側代表者、六月
 二十日、本条約代表者、七月三日漸く東来す、出立ニ一週
 トナリタリ、新代表及顧問並に隨員、七月中旬
 外務省

MT 1710371 159

9

桐原改訂条約、別表あり
 官界改訂ニテ、在支油、南ラシニ有、コソフエ、チチ
 権委長、在命、北人、油業具他、事故、有支油
 開始、進シ漸ク八月十日、双方関係者全部、命令シ
 所合セテ、結果、八月十七日、石油及石炭、出
 交渉ヲ隔日、行フテ、決シ、同日、以、脚、石油及石炭
 出立、進、支方、条約、草案、本、細、二、付、訂、議、ヲ、精、シ、金、議、
 外務省

MT 1710371 160

1-1966

12

石油

四の附申大使より示包^{（一）}の爲に訓令^{（二）}、聖多明各の我が方ある者^{（三）}は北陸^{（四）}決定書^{（五）}乙
 一、本内^{（六）}の^{（七）}解決^{（八）}、^{（九）}の^{（十）}基本^{（十一）}、^{（十二）}の^{（十三）}行政^{（十四）}の^{（十五）}推進^{（十六）}の^{（十七）}組合^{（十八）}の^{（十九）}あり
 財産所^{（二十）}の^{（二十一）}帰属^{（二十二）}及^{（二十三）}使用料^{（二十四）}の^{（二十五）}徴収^{（二十六）}並^{（二十七）}に^{（二十八）}満期^{（二十九）}の^{（三十）}財産^{（三十一）}の^{（三十二）}引当^{（三十三）}の^{（三十四）}行政^{（三十五）}の^{（三十六）}あり
 大正十四年九月十日、官農例^{（三十七）}より提示^{（三十八）}し、石油利権^{（三十九）}の^{（四十）}事業^{（四十一）}の^{（四十二）}備^{（四十三）}ハ^{（四十四）}企業
 地ニ在ル^{（四十五）}企業^{（四十六）}ニ^{（四十七）}直接^{（四十八）}の^{（四十九）}関係^{（五十）}アル^{（五十一）}官農政府^{（五十二）}所^{（五十三）}属^{（五十四）}ノ^{（五十五）}建物^{（五十六）}及^{（五十七）}機械^{（五十八）}器具^{（五十九）}等^{（六十）}ノ^{（六十一）}評價
 格^{（六十二）}ノ^{（六十三）}一割^{（六十四）}ニ^{（六十五）}相当^{（六十六）}スル^{（六十七）}使用料^{（六十八）}ヲ^{（六十九）}毎年^{（七十）}納付^{（七十一）}シテ^{（七十二）}使用^{（七十三）}スル^{（七十四）}ノ^{（七十五）}権利^{（七十六）}（^{（七十七）}新設^{（七十八）}設備^{（七十九）}ヲ^{（八十）}行ヒ
 上^{（八十一）}ヲ^{（八十二）}使用^{（八十三）}スル^{（八十四）}ノ^{（八十五）}権利^{（八十六）}ヲ^{（八十七）}返^{（八十八）}メ^{（八十九）}（^{（九十）}利権^{（九十一）}企業^{（九十二）}ヲ^{（九十三）}組成^{（九十四）}スル^{（九十五）}財産^{（九十六）}ハ^{（九十七）}利権^{（九十八）}の^{（九十九）}消滅^{（一百）}後
 二ヶ月^{（一百零一）}内^{（一百零二）}ニ^{（一百零三）}現状^{（一百零四）}ノ^{（一百零五）}官農政府^{（一百零六）}ニ^{（一百零七）}引渡^{（一百零八）}ス^{（一百零九）}ル^{（一百一十）}而^{（一百一十一）}シテ^{（一百一十二）}右^{（一百一十三）}財産^{（一百一十四）}ハ^{（一百一十五）}讓渡^{（一百一十六）}の^{（一百一十七）}担保^{（一百一十八）}ニ^{（一百一十九）}供^{（一百二十）}シ
 又^{（一百二十一）}リ^{（一百二十二）}利権^{（一百二十三）}の^{（一百二十四）}対^{（一百二十五）}スル^{（一百二十六）}目的^{（一百二十七）}ト^{（一百二十八）}ス^{（一百二十九）}サル^{（一百三十）}ノ^{（一百三十一）}義務^{（一百三十二）}ヲ^{（一百三十三）}負^{（一百三十四）}ハ^{（一百三十五）}コ^{（一百三十六）}メ^{（一百三十七）}タリ
 外務省

MT 171037 164

石油

12

12 302

第一、石油ノ部
 一、契約前文ニ^{（一）}肉^{（二）}シ^{（三）}九月^{（四）}廿九^{（五）}日^{（六）}及^{（七）}十月^{（八）}廿九^{（九）}日^{（十）}中^{（十一）}大使^{（十二）}東^{（十三）}電^{（十四）}ニ^{（十五）}依^{（十六）}リ^{（十七）}北^{（十八）}陸^{（十九）}哈^{（二十）}連^{（二十一）}企業
 組合^{（二十二）}ハ^{（二十三）}法人^{（二十四）}格^{（二十五）}ヲ^{（二十六）}有^{（二十七）}ス^{（二十八）}ル^{（二十九）}カ^{（三十）}ハ^{（三十一）}同^{（三十二）}類^{（三十三）}ト^{（三十四）}シ^{（三十五）}テ^{（三十六）}該^{（三十七）}組^{（三十八）}合^{（三十九）}会^{（四十）}ノ^{（四十一）}代^{（四十二）}表^{（四十三）}ス^{（四十四）}ル^{（四十五）}中^{（四十六）}里^{（四十七）}ク^{（四十八）}製^{（四十九）}油^{（五十）}所^{（五十一）}ノ
 一ヶ月^{（五十二）}内^{（五十三）}ニ^{（五十四）}合^{（五十五）}法^{（五十六）}ヲ^{（五十七）}組^{（五十八）}成^{（五十九）}シ^{（六十）}テ^{（六十一）}依^{（六十二）}リ^{（六十三）}該^{（六十四）}組^{（六十五）}合^{（六十六）}会^{（六十七）}ノ^{（六十八）}推^{（六十九）}薦^{（七十）}ス^{（七十一）}ル^{（七十二）}事^{（七十三）}ヲ^{（七十四）}承^{（七十五）}認^{（七十六）}ス^{（七十七）}ル^{（七十八）}事^{（七十九）}ヲ^{（八十）}行^{（八十一）}フ
 〇ル^{（八十二）}取^{（八十三）}上^{（八十四）}十^{（八十五）}月^{（八十六）}廿^{（八十七）}九^{（八十八）}日^{（八十九）}中^{（九十）}大使^{（九十一）}東^{（九十二）}電^{（九十三）}ニ^{（九十四）}依^{（九十五）}リ^{（九十六）}該^{（九十七）}組^{（九十八）}合^{（九十九）}会^{（一百）}ノ^{（一百零一）}推^{（一百零二）}薦^{（一百零三）}ス^{（一百零四）}ル^{（一百零五）}事^{（一百零六）}ヲ^{（一百零七）}承^{（一百零八）}認^{（一百零九）}ス^{（一百一十）}ル^{（一百一十一）}事^{（一百一十二）}ヲ^{（一百一十三）}行^{（一百一十四）}フ
 層^{（一百一十五）}者^{（一百一十六）}ニ^{（一百一十七）}北^{（一百一十八）}京^{（一百一十九）}多^{（一百二十）}明^{（一百二十一）}附^{（一百二十二）}属^{（一百二十三）}領^{（一百二十四）}土^{（一百二十五）}者^{（一百二十六）}乙^{（一百二十七）}ニ^{（一百二十八）}基^{（一百二十九）}キ^{（一百三十）}ト^{（一百三十一）}挿^{（一百三十二）}入^{（一百三十三）}セ^{（一百三十四）}ル^{（一百三十五）}事^{（一百三十六）}ヲ^{（一百三十七）}行^{（一百三十八）}フ
 外務省

MT 171037 163

15

外トシテ利権者ノ所有権ヲ存スルモハ現金、石油及貯蔵中ノ材料及食料
トストニツニ在リ

右ノ報ニ接スルヤ九月廿六日発電報ヲ以テ大塚九ノ海ノ訓令アリテ
財産所有権向致ニ就テハ利権法第四条ニテ官農政府ハ利権事業ニ接ス
ルニ利権者ノ財産ヲ存没収又ハ没収セザルモトヲ保障スルノ規定ニ又
民法第五四五条及又五五五条官農子内法ヲ觀ルモ利権業者ノ利権整理ニ
要ス設備又ハ移入物是等ニ付所有権ヲ存スルハ明白ニテ北支合議ニ於テモ
我方ハ右同様自解ヲ基礎トシテ日露条約附屬議定書(乙)ヲ取極メ

MT 1710371 166

外務省

14

右支キニテハ利権者ノ官農例ノ財產ナルヤハ九月十日付戻ノ時
果ニ依リ官農例ハ利権者ノ財産ノ所有権ヲ存ス唯使用シ得ルニ
トス故ニハ將來利権者ノ設備又ハ輸送スル物品ハ皆露兵ノ所有財產ト
ナル但露兵ハ此ニ對シ使用料ヲ徴收ス又又タリニ没收徴收セ不
現在北樺太ニ在ル露兵ノ所有財產ハ利権者ニ引渡シテ使用セシメ年
々使用料トシテ其ノ額ノ一割ヲ徴收スル現在ノ坑井設備及物品ハ露兵
財產ナルヤ否ヤニ就テハ第一者ニ因スズトナリテ言ハク避ケタリ得ル對
今此ハ露兵財產トシテ引渡セザルモニ對シ使用料ヲ払ハハ可ナリトシ(三)例

MT 1710371 165

外務省

1-1966

17

係ル現存財産ニ就テハ、代表トノ資格ヲ辞スルモノハ、又右ハ、右中ニ於テ
 シタル石油ノ向致ト肉離シテ解決ヲ試ミトスルノ意思尙存ナリトシテ、
 トキトニテ又同日莫斯科又ハ中東代表ヲ、北樺太石油會社創立委員トシ
 此電報ニ依ルニ先オ、北樺太ニ於ケル鉱業関係財産ハ、凡ソ露子ノ財
 産ニ編入シ、利権者ハ、之ヲ使用権ヲ加ヘ、主ク採ルモノノ統テ、将来利権者
 ノ設備又ハ、輸入スル財産ハ、便テ露子ノ所有トナル此主クヲ論セ、現在北樺太
 ニ在ル財産中、日本側投資ハ、多ク露子ノ所有トナカレシ、然ルニ此点ニ付、先オ
 ハ、之ヲ避ケ、露子ノ所有ナリトモ、日本ノ財産ナリトモ、言セズ、唯露子側ノ

外務省

MT

1710371

168

16

ルハ、現ニ議定書(二)第七節ノ企業ニ要スル一切ノ物件及物後カ、毎種ヲ於テ
 入テ許サシムルノ規定ノ如キモ、右物件及物後カ、是レ利権者ノ所有ニ屬スル
 事トシテ、前提トシ、之ヲニシテ、若シ然ラバ、両子間ニ、毎種於テ、出入許シテ、結束
 スル等ナク、如クニ、利権経営ノ諸設備ニ對スル所有権不確定トナル
 テハ、利権會社ノ経済的基礎極ク薄弱トナリ、會社ノ成立困難トナルノ
 點シ、トモ、大ク見ルモ、先オ主張ハ、セラ、答認シ、得ス
 而シテ、本所所有権向致ニ、肉スル、九月廿九日、東京、外務省、中、大使來電ニ、依リ、露子側カ
 其ノ財産ナリト主張スルモノ、何ヤ、ハ、未ク、判定セズ、先オトシ、ハ、日本側ノ投資ニ

外務省

MT

171037

167

19

露古財産ノイテ利権者ニ借用ノ為月後スニ付之ニ対シ使用料ヲ納附セシト
 主殿ス其ノ矣意ハ現存財産向題ニ付テハ中里代表トノ交渉ヲ避ケ(執令社
 ハ現存財産ニ付發售権ナシトノ理由ノ下ニ)別ニ我政府又ハ北辰令ト交渉セシト
 スルニ在ルヤト認ザン從テ交渉ノ年行如何ニ付テハ現存財産向題ハ中里代
 表ニ付テセテ解決セズ唯露古側カ其ノ所屬財産トシテ利権者ニ交付ス可
 ノイテ是メ契約ニ拘印スルノ此ナキニ至ルヤモ付テハ露古側カ我令社
 カ政府又ハ北辰令ヲ現存財産ヲ引換受スルヲハ或ハ其意氣ニ終ルヤシ
 計ラレストノ事トテ要スルニ此何ん財表カ先方財産トヤノ根本向題ハ露

MT 1710371 170

外務省

18

判ルニ至リテハ九月廿九日電報ヲ以テ中里代表ヲ未
 迄委員長ニ宛テ財表所屬権向題ニ関スル外務省訓電ノ趣ヲ
 日取送因丹ニ付テハ先方出稼如何ニ付テハ其方為決定ヲ見ル中
 毛計リ難シ然レモ先方ノ言ハヒテ先方ノ完全ナル使用権ヲ得ルト云
 フニ付テハ令社トシテハ交渉上甚ルキ不便ナキヤモ知シサニ云々如何ニ云
 置スニ付テハ令社トシテハ交渉上甚ルキ不便ナキヤモ知シサニ云々如何ニ云
 々現在ノ設備ニ付テハ先方ノ老ニ由テアリト云々先方ノ老ハ又先方ノ所屬
 政府財表トハ如何んモナヤ且テ体約ニ承認シタク又先方ノ中ニ我令社下財

MT 1710371 169

外務省

1-1966

21

本政府ノ行ハモ故共ニ起リタル中件ハ日露両政府ノ向頓ニ属ス
 ト断シタリ依テ我方ヨリ北軍条約及北樞を列強ニ際シ何等ノ取極ナキ
 モカサ何ニシテ又何時如何ニ法規手續ニ依リ露女ノ財産トナリシカラ
 追々躬セルモ支オハセカ固答ヲ得テ飽迄日本政府及北軍令ノ財産
 ニ対ストルハニシタルニ依リ唯且ノ上レヲ向キ置ク事ヲ述ベテ
 ノ向頓ニ移リ候ニ露女側ノ財産トモ使用料ハ如何ト向頓セシ支方
 セラ徴収ス但此ノ事ハ多ク減スルニ支ナラズ又評價ハ後日両者協

外務省

MT 1710371 172

20

産ヲ館ニシメトスルモノナキヲ定止メシタリ
 月九日露里代表發表ニ據テ此電報(依リハ同代表ハ)田中大使ト協
 ノ上財産所有権向頓ニ由シ十日ハ日ノ令ヲ支オノ意向ヲ確
 シル先方ニ従来ノ生温キ態カラ変シ大膽ニモ現在北樞カニ在
 露女側ノ財産ハ全部露女ノ財産ニシテ若シ支ニ對シテ掛クアラハソノ
 政府ヨリ解決セラルルナキト言ハレ日本例ハ占領中毎度ニテ石油ヲ
 採取捨去シ露女ヲ伐採克ニ鑑ミ若シ日本例ヲモ設け財産ノ所有
 権ヲ主張セハ露女側ノ權ノ請カヲ提スル又スドエ工ノ高合

外務省

MT 1710371 171

23

此国係ハ西政府ヨリ法判ニ見外ナリ而シテ若シ後段ノ如ク賠償金ヲ取ルト
 モハ本件使用料ノ因係ハ消滅スルナリナリ（右）
 元行リ難キニ付夫迄満印ヲ待ツルモ行カサルニヨリ（右）
 政府ノ意思ヲ確メラ
 シタキヨリ（右）
 付松尾十九日田中大使ニ此テ大要尤ノ通
 電訓セラレタリ

今般先方ノ言ハク能クニ付テハ早業ニ北京支店ノ際カランハ此揮
 太占領中ニ於テハ日本軍ノ自造高塔ノ利用及設備ノ使用ニ對ス
 報教令向款ヲ提起モ我方ニ於テ終始拒絶せんモニテ之方ハ遂

MT 1710371 174

外務省

22

ノ要加ニシテ到底答返シ難キニ付之ヲ辨セハ大略ナリトモ承知シ
 産ノ品及評價格カ確定セザルニ其ノ後更ノ契約ニ満印（右）
 ハストラ飽ク迄カ固クテ避ケ居リ依テ我方ヨリ使用料ノ基礎タル材
 價ノ上決定セザルナリモハ際ハ如何ナル財産カ如何ナル評價格ナルカ答返能
 シト主限シ置キル由ナリ右ノ事情ニキ（右）
 中電代表トシテハ先方カ評價格ヲ示
 ス迄ハ満印ヲ免控フルヲ老ビトスルモ之方ハ日本政府ニ對シ占領中高塔ノ伐採
 此石油ヲ採取シタルマドヲ積ニ換算賠償ノ要求ヲ為シ其ノ賠償トシテ現財産
 ヲ自ヒノモトトシテヨリ使用料ヲ徴收スルカ又ハ賠償金ヲ得トスルノ意ナリ

MT 1710371 173

外務省

c. 27

外務省 外務省
 1710371 178
 以得朱勳入改備之... (handwritten text continues in vertical columns)

MTI 1710371 178

26

外務省
 1710371 177
 以得朱勳入改備之... (handwritten text continues in vertical columns)

MTI 1710371 177

31

支拂ハ先期解ノ下付カシムルハ最嚴重申入レタルナリ
 熱心ニ之ヲ務メテ同僚ノ如ク協同シテ急務回覧ノナリ得
 名譽地手始 電報ヲ以テ申付ル
 十月三十日 日本外使電報ニ就テハ 十月十日 合衆協約局
 電ニ於テ 外使電報ノナリ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 下付カシムルハ最嚴重申入レタルナリ
 口録ノ旨ニ於テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 日本外使電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ

外務省

MTI 1710371 182

30

全ク候夫 外使電報ノナリ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 口録ノ旨ニ於テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 日本外使電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 外務省電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 日本外使電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 日本外使電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ
 日本外使電報ニ就テハ 協約局ニ 協約局ニ 協約局ニ

外務省

MTI 1710371 181

1-1966

32

<p>十二月五日 中野 代表 代表 業レヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ 又由來 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>規程ノ制リハ 不問トシテ 既成ノ 合同規程トシテ 之ヲ如クニシテ</p>	<p>係リテ 一環ニシテ 区域ノ一 下ノ地ニシテ 之ヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>的 諸事ノ一環ニシテ 限リテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>ヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>
--	---	---	---	--	--

MT | 1710371 184

外 務 省

32

<p>外 務 省</p>	<p>中野 代表 代表 業レヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ 又由來 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>規程ノ制リハ 不問トシテ 既成ノ 合同規程トシテ 之ヲ如クニシテ</p>	<p>係リテ 一環ニシテ 区域ノ一 下ノ地ニシテ 之ヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>的 諸事ノ一環ニシテ 限リテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>ヲ如クニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>	<p>諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ 諸事ノ一環ニシテ</p>
--------------	--	---	---	---	--	--

MT | 1710371 183

37

法律ニ依リテ先方有案ニ付テハ一切ノ現行及將來ノ法令ヲ
 遵守スルヲ規定セシアルヲ以テ九月十四日十月七日田中大使ニ宛テ右
 法令適用ニ際シテハ此条ニ依リテ附屬決定書(一)第七節及第八節(一)ノ
 規定ニ依リテ馳スルカ如キトナリキハ勿論也ト云フノ規定ヲ追加セシムル
 電訓モコソリ
 (四) 利権者ノ財産保障ニ付先方有案ニ付テハ財産ノ没收徴収ヲ為サントモ
 最上ノ徴収、去直線聯絡ノ目的ヲ以テ土地收用及租税等郵便代及肉稅等
 ニヨリ徴収ヲ法外適用ヲ妨テストアリタルニ付、十月七日田中大使ニ宛テ利権
 法律ニ依リテ先方有案ニ付テハ一切ノ現行及將來ノ法令ヲ
 遵守スルヲ規定セシアルヲ以テ九月十四日十月七日田中大使ニ宛テ右
 法令適用ニ際シテハ此条ニ依リテ附屬決定書(一)第七節及第八節(一)ノ
 規定ニ依リテ馳スルカ如キトナリキハ勿論也ト云フノ規定ヲ追加セシムル
 電訓モコソリ
 (四) 利権者ノ財産保障ニ付先方有案ニ付テハ財産ノ没收徴収ヲ為サントモ
 最上ノ徴収、去直線聯絡ノ目的ヲ以テ土地收用及租税等郵便代及肉稅等
 ニヨリ徴収ヲ法外適用ヲ妨テストアリタルニ付、十月七日田中大使ニ宛テ利権
 法律ニ依リテ先方有案ニ付テハ一切ノ現行及將來ノ法令ヲ
 遵守スルヲ規定セシアルヲ以テ九月十四日十月七日田中大使ニ宛テ右
 法令適用ニ際シテハ此条ニ依リテ附屬決定書(一)第七節及第八節(一)ノ
 規定ニ依リテ馳スルカ如キトナリキハ勿論也ト云フノ規定ヲ追加セシムル
 電訓モコソリ
 (四) 利権者ノ財産保障ニ付先方有案ニ付テハ財産ノ没收徴収ヲ為サントモ
 最上ノ徴収、去直線聯絡ノ目的ヲ以テ土地收用及租税等郵便代及肉稅等
 ニヨリ徴収ヲ法外適用ヲ妨テストアリタルニ付、十月七日田中大使ニ宛テ利権

MT 171037 188

外務省

36

法律ニ依リテ先方有案ニ付テハ一切ノ現行及將來ノ法令ヲ
 遵守スルヲ規定セシアルヲ以テ九月十四日十月七日田中大使ニ宛テ右
 法令適用ニ際シテハ此条ニ依リテ附屬決定書(一)第七節及第八節(一)ノ
 規定ニ依リテ馳スルカ如キトナリキハ勿論也ト云フノ規定ヲ追加セシムル
 電訓モコソリ
 (四) 利権者ノ財産保障ニ付先方有案ニ付テハ財産ノ没收徴収ヲ為サントモ
 最上ノ徴収、去直線聯絡ノ目的ヲ以テ土地收用及租税等郵便代及肉稅等
 ニヨリ徴収ヲ法外適用ヲ妨テストアリタルニ付、十月七日田中大使ニ宛テ利権
 法律ニ依リテ先方有案ニ付テハ一切ノ現行及將來ノ法令ヲ
 遵守スルヲ規定セシアルヲ以テ九月十四日十月七日田中大使ニ宛テ右
 法令適用ニ際シテハ此条ニ依リテ附屬決定書(一)第七節及第八節(一)ノ
 規定ニ依リテ馳スルカ如キトナリキハ勿論也ト云フノ規定ヲ追加セシムル
 電訓モコソリ
 (四) 利権者ノ財産保障ニ付先方有案ニ付テハ財産ノ没收徴収ヲ為サントモ
 最上ノ徴収、去直線聯絡ノ目的ヲ以テ土地收用及租税等郵便代及肉稅等
 ニヨリ徴収ヲ法外適用ヲ妨テストアリタルニ付、十月七日田中大使ニ宛テ利権

MT 171037 187

外務省

1-1966

39

(六) 既肉油田ノ地区向題ニ関シテ、九月吾等宛田中大使事電ニ依リハ
 我方、既肉油田ヲ四十「デ」ヤチニニ区劃シ我方對之ニ對シテ地回ニテ
 决是セムヲ「ホ」ムニ對シ先方「油」盡キテノ故ヲ以テ後日ノ商
 議ニ懷ミテトヲ主張シ又我方カ「露」ノ例「保」ノ地区ヲ先方ニ於テ
 完交スル場合我方ノ清員ニ附セムヲ要望セルニ先方「北」京協定
 以外ノ事項ナリトシテ「階」向題トセサシキヲトヲ主張シテ懷ミテ
 リニ趣ナリシカ「世」ノ「文」
 (X)

MT 1710371 190

外務省

38

十月二十日東京ニシテ先方事ニテ斯ラノ地ニ於テ豫想スルモノトモハ先方
 能ハシク訓令セシマリ
 十月二十日東京ニシテ先方事ニテ先方事電ニ依ルニ先方條件ニ照シテ先
 方「阿」方「的」商「品」之「修」修「的」効「力」ヲ「制」限「シ」又「修」修「的」効「力」ヲ
 〇「二」〇「ト」ノ「修」修「的」効「力」ヲ「制」限「シ」又「修」修「的」効「力」ヲ
 〇「二」〇「ト」ノ「修」修「的」効「力」ヲ「制」限「シ」又「修」修「的」効「力」ヲ

MT 1710371 189

外務省

1-1966

41

40

報に於て
 十月十日中野代官の電報に依り、本地區内政ニ付テ先以テ技術者會派
 副長並ニ副長ニ同歩、待所あるに、十一月三日の報に依り、
 十月十日中野代官の電報に依り、本地區内政ニ付テ先以テ技術者會派

MT 1710371 192

外務省

十月十日中野代官の電報に依り、本地區内政ニ付テ先以テ技術者會派
 副長並ニ副長ニ同歩、待所あるに、十一月三日の報に依り、
 十月十日中野代官の電報に依り、本地區内政ニ付テ先以テ技術者會派

MT 1710371 191

外務省

43

里代表より橋本北彦局長に宛て既ニ調査済ノ既由由田八ヶ所
ニ接続スル地域約六百平方露里ヲ此際決定シ残余ノ四百平
方露里ニ付テハ明年夏調査ノ上期限由ニ選定スルコトニシテ
議ニ持出スル者ナシ電報ヲ送リテ海軍省ヨリ申出ニ基キ
九月四日及田中大使宛電報ヲ以テ海軍省トシテハヶ所ノ由田附近
ハ已ニ少クシテ概テ盡クシテ區域選定前ニ由田調査ノ必要ナシ
此意味ニ於テ中里代表來電ノ趣旨ニ異解ナシ又海軍省トシテハ
工省ト打合ノ結果異種ノ區域ノ決定ニ際シテ尤記ノ区域ヲ決定

外務省

MT 1710371 194

42

註 試堀油田向款ニ由シ最初我方ヨリ此際試堀地区ヲ選定シ又試堀期
由テ十年ト定メテトテ要望セシ先方ニ前者ニ付テハ追期後者ニ付テハ短
期ヲ主張セシカ九月十日頃ニ至リ先方ハ一千平方露里ノ試堀ニ執テ期
召テ七ヶ年トシ地域由ニ於テ一試堀区ヲ八十テイヤチント見込アラシ露
田ハ其ノ何レカノ半分先取シ残リノ半分即ケ四十テイヤチンノ以テ採
掘掘区ト為スノ事ヲ提案シテ我方ヨリ一千平方露里ノ面積ノ數倍所ノ
地域ヲ指定シ註ニ参照シテ提案セル先方ニ纏リタル一併所ナリト主張セ
テ

外務省

MT 1710371 193

45

右ノ内「ポリンツ」ハ「ワール」川ヨリ「ホリチラス」川ニ到ル「脊斜軸」ニ在ル			
ウイケレツツイ	上總一物井	二、五〇〇	一、八〇〇
カタニカリ	ロ式一物井	三、七〇〇	二、七〇〇
全地域ヲ含ムラニテ右ノ外餘裕「アントキハ」「ゴニギ」及「ウイニイ」油田ヲ			
「取」マ「アトス」レ「ゴニギ」ハ「脊斜」ノ東三、三〇〇米、西二、二〇〇米、南北各			
二、二〇〇米、 ^北 「ウイニイ」ハ「川」ヨリ二、四〇〇米ニ石油「露」面アリ「露」未ヲ			
中心トシ南北各二、〇〇〇米東西各一、三〇〇米ノ地域ヲ有望ト思考ス			
右ニ内シ中里代表ヲ九月十九日電報ヲ以テ「決定」方「乙」カニ附テ「解釈」ニ付シテ			

MT 1710371 196

44

セムトスル「百」平方露「里」内ノ「試掘」区域中ニ「金」含セシメ「獲得」スルヲ「加」利ト			
スル「意見」ナルヲ「通報」セ「後」方「ア」ルニ付「我」方ヲ「提」案セル「地域」ト「ハ」凡「記」ヲ「包」含スル「モノ」ト			
油田試掘地域（距離計算表ヲ以テテス）			
地名	基点	東	西
オハ	ロ式一物井	三、〇〇〇	三、六〇〇
エハビ	上總一物井	二、三〇〇	一、〇〇〇
ポリンツ	上總一物井	三、〇〇〇	二、〇〇〇
ヌイオ	ロ式一物井	二、三〇〇	一、八〇〇
		七、〇〇〇	三、七〇〇
		七、五〇〇	三、七〇〇
		五、二〇〇	三、七〇〇

MT 1710371 195

1-1966

47

アリソンヲ以テ九月廿四日發田中大使此電報ヲ以テ議定者(乙)方ニ歸ニ故定也
 一丁平万露里ノ地積ノ定メ方ニ此ハ何等ニ合ナカリシムニシテ各支ノ定句
 コリ見ルトキハ一他ノ場所ニ限ラルルカ如ク解シ得ル餘地ナキニアランモ之未左不
 ニ解ヲ設ケルノ趣旨ハ我方ニ對シ既定ノハケ所以外南北權ヲ東海岸ニ在
 ル加望ナル由トテ試堀ニ揮曲セシムトテ許スニ在ルニ若シ右地積ヲ一他所ニ
 有限セハ必然初ヨ由トシテノ見込ナキ地域ヲモ包含スルニトナシ本路ヲ設ケテ
 (实际的) 一他所ニ在ル一干平万露里ノ地積ハ各地ニ在ル加望ナル由ト見込地ヲ合
 算シタル意味ト解ス一又右由試堀地ノ既定者ニ付テハ to be selected ナル字句ハ
 双方合意トシテノ意味ニ此ニシテ一方ノ單獨意思ニテ選定スルキトハモ条件
 ニテ選定ナル字ヲ使用シタルニ願ヒ甚然ニシテ而モ右試堀ニ在ル一方ニ此ヲ選
 定スルノ意思ナリトシテ若シ常例例ニテ定ムルノ趣旨ナラハ今政府ハ調査試堀ヲ
 made 一スル地位ニ在ル由係上「交付ス」或ハ「指定ス」ト云フカ如キ字句ヲ使用ス
 一カウシテナルヲ以テ右趣旨ヲ以テ先方ニ在ル趣旨トシテモラシキ旨訓令アリタルニ更ニ九月
 廿七日發田中大使此電報ヲ以テ一干平万露里ノ試堀ニ在ル先方提案ノ趣
 旨明瞭ナキニ若シ成切井ヲ得ル場ニ此ノ報ニルニ四ナ「デレヤナ」ノ如キ小区域
 ヲ以セトシカカキ意味ナリトセハ由由試堀ハ極メテ狭小ニシテ一本ノ成切井ヲ得ルカ

外務省

MT 1710371 198

46

外務省

MT 1710371 197

49

方提安事、趣るは該区域カ見込アス同價値同面積ニ折半スト云フニ在リテ、
 八我方ニテ承諾若クナキ由ナリ又試堀年限ハ十一年トナス事ニ妥決セリト
 十月十八日発田中大使事電ニ依リハ地域向款(既用及試堀面積)ニ付テハ
 先以テ技術令派ヲ関スルナリ技術令派ハ十月十日ニ付テハ、
 方ヲ本令派ニテ提案アル事ナリ又カ本内款ハ大体ニテ「オム世他既
 向堀田ノ分割方針ヲ除キ経過良好ニテ試堀区域ニ付テハ先方ノ技術者トシテハ我
 方ノ主眼ナル試堀地域ノ選定権ハ我方ニアル事及該地域ノ敷所ニ付テハ
 又答認シ居ル趣ナリ

外務省

MT 1710371 200

48

是ニ多ク犠牲的試堀ヲ行ハサレバコソ其ニ飲ミ先オ提案ハ利権者ニ此等
 ナン不利益ヲ與フニシテ當利合此トシテハ、
 結ぶ決定者(乙)カニ附テ後々ノ趣多ニ及スル事ナリ
 力在ノ意味ナリトセハ我方ハ此テ之ヲ承諾ト得セン事
 而シテ九月二十九日発田中大使事電報ニ依リハ我方ハ試堀地区ニ関シテ利権者ノ
 選定シ居ル地方ニ於テ農政府セテ確定スル事ナリトテ又事上ハカニセム事トテ
 和ムトセシメテ地方ノ敷所ニ付テハ得ル事ナリトテ又事上ハカニセム事トテ
 里ノ派アリタル後ハ、
 外務省

外務省

MT 1710371 199

53

第十條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十一條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十二條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十三條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十四條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十五條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十六條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十七條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第十八條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

外務省

MT

1710371

204

52

第十九條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十一條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十二條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十三條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十四條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十五條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十六條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十七條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十八條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第二十九條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

第三十條 凡屬本島之土地、森林、礦山、漁業、牧畜、鹽業、其他權利、均歸國家所有。其權利之行使、依本法之規定。

外務省

MT

1710371

203

云。フ。コ。シ。ヤ。レ。ン。紙。摺。区。域。ヲ。市。招。形。ト。シ。テ。貯。蓄。ハ。未。正。有。形。ヲ
 北。京。借。給。ノ。例。ニ。倣。シ。交。互。ノ。割。十。兩。ノ。得。入。權。利。ヲ。協。定。ス。ル。者
 ニ。係。ル。者。ハ。出。地。并。加。給。付。能。力。ニ。入。リ。得。ル。其。池。ノ。各。部
 分。ノ。割。換。者。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事。ト。ス。ル。者。ニ。係。ル。者。ト。シ。テ。

贈。与。地。九。平。方。尺。ノ。一。百。四。十。五。坪。

24町		14町	2尺
80		80	
80		80	
80		80	
80		80	
80		80	
80		80	

36町。21町。3尺

九。平。方。尺。ノ。一。百。四。十。五。坪。
 九。平。方。尺。ノ。一。百。四。十。五。坪。

外 務 省

MT 1710371 205

去。月。日。中。日。協。定。ニ。係。ル。地。区。ノ。借。与。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事
 一。千。平。方。尺。以。上。ノ。定。額。回。數。ノ。付。入。方。向。ヲ。支。給。シ。相。換
 4。男。後。出。身。者。ノ。出。産。ノ。回。數。ハ。一。回。以。上。ノ。同。條。項。ニ。及。び。其。後
 7。0。且。地。區。ノ。地。域。ヲ。進。出。シ。得。ル。事。ト。ス。ル。者。ノ。借。与。ノ。要
 十。リ。リ。理。由。ヲ。一。切。言。明。シ。得。ル。事。ト。ス。ル。者。ノ。借。与。ノ。要
 此。等。ノ。部。分。ノ。借。与。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事。ト。ス。ル。者。ノ。借。与。ノ。要
 借。与。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事。ト。ス。ル。者。ノ。借。与。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事
 又。右。ノ。地。域。ヲ。買。取。ル。事。ト。ス。ル。者。ノ。借。与。ノ。要。求。ハ。申。上。ル。事

外 務 省

MT 1710371 206

59

主張せんカ結局本向欲ニ付テハ更ニ我方ヨリ妥協案ヲ提出スルニシテ
（取上りしカ）
 ニシテ九月二十九日茂田中大使来電ニ依リハ右妥協案トシテ我方ハ一
 ノ採取高十萬屯迄ノ場合ヲ五%トシ一五屯ヲ増ス毎二四%ノハセト
 ヲ増率シ五十萬屯ニ至リテ十五%トス（註）單ニ超過額ニ対シ増率ニシ
 報償ヲ支払フ意味ニテス此ヲ超過セハ金額ニ付増率ニシテ報償ヲ支払フ
 モトス）
 一五屯ヲ増ス毎二四%ノハセトトテ増率ニシテ四十三萬屯ニ至リテ十五%
（尙先方提案ニハ尙附ハ露方ノ指定ニテ現物又ハ金物トスルコトアリ）
 一セトトスルギアトテ主張シ未償還案ニテ解決ノ要ニシテ

外務省

MT 171037 210

58

以上各ニカモ毎二一分ヲ増率シ二十三萬屯ハ場合ニ對シ五分ヲ又右
 高トシ「オ」ニ於テハ現在取引量ニ三萬屯ヲ基準トシ右ニ對シ五分ヲ又右
 上ハ各十萬屯毎一分ノ増率スル趣キヲ以テ望ムニ先方ハセテ甚カ不
 報償向額ニ對シハ最初我方ハ年産額五十萬屯迄ハ五分トシ右以
 〇〇〇〇（九月四日茂田中大使来電ニ依リ）

外務省

MT 1710371 209

61

其ノ後九月芝リ登田中大使来電ニ依テ我方ハ「局夜湯出量五
 十屯以上六十屯迄ノ場合ニハパーセントトシテ十屯ヲ増ス每ニ五ノパーセント
 ヲ増率ニシ百屯以上ニ至リテ五ノパーセントトステ修正率ヲ提出シタルニテ
 オリ五ノパーセント以下ノ場合ハ凡テ五ノパーセントトスルノ五十屯以上ハ四十五パーセン
 トトスルノことニ限リテ豫メ依テ我方ハ一般般價率ニ付我々増産率レ
 ンレ且課税率モ余リ高カラス事トナシハ自噴油井ニ関シテハ或ハ先
 方ノ意思協同ニ近付キ得ルヤ未知ス尤モ五十屯以下ノ場合トスルニ依テ且取初ノ湯
 出量五十屯以上ノ自噴油井ヲ採油ノ結果湯出量ト同量以下ニトリスル

外務省

MT

171037

212

60

本向款ニ付技術者令派用カシ九月二日日本向款付派ニ際シテハ又方自
 己ハ自噴井ノ取扱ヲ為サルコトトシ其ノ後ハ後日ニ為得セラシタリシカ列ニ
 其ノ量ノ如何ヲ向ルニ主義上カヲ自噴井ト看做スルカモ實際五十五屯
 迄ハ自噴井ノ取扱ヲ為サルコトトシ其ノ後ハ後日ニ為得セラシタリシカ列ニ
 上ノ二付及府ヲ固持スルコト其ノ實際向款トシテハ七十五屯ヲ以テ妥協トスル
 事ト試ミタルモ先カハセニ在セズ結る本向款ハ後日ニ為得セラシタリシカ列ニ
 本向款ニ付技術者令派用カシ九月二日日本向款付派ニ際シテハ又方自
 己ハ自噴井ノ取扱ヲ為サルコトトシ其ノ後ハ後日ニ為得セラシタリシカ列ニ

外務省

MT

171037

211

1-1966

75

東州ノコトヲ守ルニ事ニ限ルニ極力其ノ解決ノ散ニ據ル
 産油ノ五割以上権留保向缺ニ付テハ九月十日迄一應西田例ヲ守管
 業年必ノ六ノ月前ノ豫告ヲ以テ前管業年必ノ總括由見ノ五割以内ノ保
 由ヲ其ノ引取ル者日ニ於ケル權留市價ヨリ權留ノ運賃諸掛ヲ控
 除シタル價格ヲ以テ利権者ヨリ買上ケルノ特權ヲ存スルヲ提言ホマル極力以
 テ田中大使ヨリ我方ノ採ルニ能ハニ付清訓アリシヲ以テ九月二十日同大使
 宛テ北支人ノ貸ニ於テ北權者石油利権ヲ我方ニ許せしムル事トシタルハ我ニ
 ノ石油ノ需要ヲ充スル必要カ其ノ一大理由トナラシムルニシテ左ノ事情ハ如ク

MT 1710371 226

外務省

74

十月日者 中支人 新製 煤油 厚油ノ佳餼
 ホノチニ 二十五日迄ノ一ハ 如折油山元佳餼 二十五日
 以下ノハ 厚油 厚油 厚油 厚油 厚油 厚油 厚油 厚油
 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種
 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種 厚油ノ種

MT 1710371 225

外務省

17

又ハ我輩等ニ該地トテ請負人トシテ我方ニ對シテハナクモ
 要ニ對スル債權上ニ是れ其存置ノ要アリテ反駁シ先方保留ノ油田ノ
 存置又ハ我輩等ニ該地トテ請負人トシテ我方ニ對シテハナクモ
 減少スルヲ得ル又後令契約ニ規定スルセカ實現ハ決シテ常ニ起ルモニアラ
 ス或ハ全契約期ヲ過シテ買上ヲ為サルヤモ計リ難シトモ又買上ノ要
 要ニ對スル債權上ニ是れ其存置ノ要アリテ反駁シ先方保留ノ油田ノ
 存置又ハ我輩等ニ該地トテ請負人トシテ我方ニ對シテハナクモ
 減少スルヲ得ル又後令契約ニ規定スルセカ實現ハ決シテ常ニ起ルモニアラ
 ス或ハ全契約期ヲ過シテ買上ヲ為サルヤモ計リ難シトモ又買上ノ要
 要ニ對スル債權上ニ是れ其存置ノ要アリテ反駁シ先方保留ノ油田ノ
 存置又ハ我輩等ニ該地トテ請負人トシテ我方ニ對シテハナクモ

MT 1710371 228

外務省

96

ハニテモセラレタルトアリ基本条約ニ依ルモ其ノ趣旨ナリ
 テ該地(三)ニ於テハ常陸側ノ地産油ノ割當上權ヲ保留シ得ル
 ヲ認メテ何ホノ條項ナシ加ルモ若シ常陸側ニテ極東ニ於ケル石油ノ必要
 リトセハ該地(三)所定ノ先方ニ保留各油田ノ半分ニ抑モスル地積ヲ
 採掘シ得ル供給ヲ因ハテ適者ニシテ若シ先方ニシテ経営困難ナ
 情アリハ我輩等ニ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方
 方採掘ハセテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方
 方採掘ハセテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方
 方採掘ハセテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方
 方採掘ハセテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方ニシテ先方

MT 1710371 227

外務省

79

ニアラズヤト思考スルニ付是ト政府ト協定ト上大臣會同電アリシキモ未
 逆北傳六石抽株ハ今此創之表負長ニ電報アリシカ九月廿九日發
 田中大使來電ニ依ルニ我方ハ極力本件先方提案ノ削除ヲ要ホシタルカ
 先方ニ於テモ我方主張ヲ以テ之ヲ理ヲ尽シタルモノナリトナシ
 減スルカ或ハ自不用ニ限ルカノ如キ或程ホノ豫歩ハ之ヲ為シ得ルキモ全
 然削除スルニトハ否シ難キト固持シ信守 後日ノ商談ニ留保セル
 十月一日に至リ未だ創之表負長ヲ中里代表ノ向合セニ對シ産油
 上優先權ノ向合ハ北京今派ニ於テ利權契約ニ對スル基礎ニ付之

外務省

MT 1710371 230

78

サリレ趣ニテ中里代表ハ九月廿五日發電報ヲ以テ答答スルニ先方ハ子及ノ
 体面上到底削除ヲ止ルセザルモト認メラン而シテ亦政府ノ意思場セキ
 強硬ニテ以テ既迄政府ノ方針ニ依リ去場スルニセハ或ハ之カ為ニ大ナル結
 果ヲ見ルヤモ計リ難シ代表トシテハ一々今此ノ方針ニ準據セザルハカキ
 ヲ以テ方々一切之ヲ強硬スルトキハ今此トシテ最モ重要ノ事結果ヲ見ルニ至
 ラムニテ恐ルニ就テ本代表伯人ノ意見トシテハ此上決然ニ拒否スル
 モニアラザルヲ以テ産額十石也乃至二十石也以上ニ達スルハ今此ヲ優先
 最方五割迄以上ノ優先權ヲ認ムルニセハ何トカ折合ノツラ餘地ナキ

外務省

MT 1710371 229

87

場内ノ限ニテハ...
 未ノ解決ノ報ニ持モス
 (十一)の... (取組)
 課後向録ニ肉シ先カハ... 企業ト同一ノ待遇ヲ得ルニテモ主張セ
 んモ我方ノ提案ナルハ... 税トシテ是中ヲ定ムルニ主上ノ...
 ナキ... 九月廿九日田中大使宛電報ニ依リハ我方ハ...
 金トシテ産出... ノ三...
 ハ自方ノ計算ニ依リハ... 課税... 産出... ノ三・八四...
 ニ相老スニ付... 方法モ... 印... 及... 係... 料...

MT 1710371 238

外務省

86

其... 何... 解...
 ... 出... 上...
 ... 部... 比...
 ... 方... 比...
 ... 相... 比...
 ... 中... 日... 日...
 ... 第... 部...

MT 1710371 237

外務省

89

支那ノ下ヲ要スル旨主張シテ多ク而シテ社会保険料ノ内政ハ管領向款
 ノ項ニ於テ復述スル事印中税ニ付テハ九月十日提子ノ先才契為事ニ
 依リハ本契為ノ不立金款ニ對スル事論トシテ一九三二年不立印中税は通用ニ
 關スル事「イ」項ヲ普通收入印中税ヲ支拂モトス本契為ニ先合收入印中税
 ハ各前年必ニ對シ利権者ヲ政府ニ支拂フ事且事為署名ノ際ハ正確ニ算定スル
 事ノ純全報債金並其ノ他ノ税目ノ納金總額中ヨリ算出サントスル事
 令ノ納入
 事トリト付ニ利権者ニ於テ聯邦子立銀行地方支店ニ於テ折ノ事規
 定セシタリ

外務省

MT 1710371 240

88

支那ノ下ヲ要スル旨主張シテ多ク而シテ社会保険料ノ内政ハ管領向款
 ノ項ニ於テ復述スル事印中税ニ付テハ九月十日提子ノ先才契為事ニ
 依リハ本契為ノ不立金款ニ對スル事論トシテ一九三二年不立印中税は通用ニ
 關スル事「イ」項ヲ普通收入印中税ヲ支拂モトス本契為ニ先合收入印中税
 ハ各前年必ニ對シ利権者ヲ政府ニ支拂フ事且事為署名ノ際ハ正確ニ算定スル
 事ノ純全報債金並其ノ他ノ税目ノ納金總額中ヨリ算出サントスル事
 令ノ納入
 事トリト付ニ利権者ニ於テ聯邦子立銀行地方支店ニ於テ折ノ事規
 定セシタリ

外務省

MT 1710371 239

93

ノ記帳者ヲ得タル上ニテ
 右ニ由リ十月三日(発) 田中大使書電ニ依リ、我方は試掘及採掘区内に入らず
 物ニ認めざる森林区内ニ在リ、其ノ事業用木材ノ貸借伐採方ヲ要スルニ
 三露子側ハ一回油田ハ伯所ノ森林ニ付テハ其ノ料ニ従事者及労働者
 三住宅ヲ供給スル条件ノ下ニモ借伐採ヲ認め、右ノ旨ニ依リ、十月十日
 ハ、右側同大使電報ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、
 地域ノ全部ニ由リ、借伐採ヲ認め、右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、
 右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、右ノ旨ニ依リ、

MT 1710371 244

92

(三) 森林伐採権ノ附帯向越ニ由リ、最初我方ヨリ之ヲ希望シタル
 方ハ、大体答認せらる九月四日田中大使ヨリ電報アリ、九月十日提議
 此方亦亦ニ依リ、権利権者ハ試掘及採掘区域ニ在リ、森林区ヲ利用スル権利ヲ
 有ス、但シ事業ニ必要ナル程度ニ限リ、且、取費スルカラス、右側区外ニテハ、
 借借セトモ、相事土地権ノ同意ヲ得テ行フべシ、而シテ、区内ノ森林ハ、其ノ地ニ依リ、
 世ノアノ定償ヲ受テ、併下シ、右ノ条件ハ、政府ニ依リ、五年毎ニ審査ス
 又、道路、由路、送油管敷設、火災防止設備等、又、建設物ノ為ニ、森林伐
 採セトモ、トキハ、農務人民要之、地方材肉ノ許ラザル、山監務地方材肉

MT 1710371 243

1-1966

95

(四)船舶ノ出入ノ權利ニ付テハ、九月四日發田中大使來電ニ依リハ先方我方
 希望ヲ大体承認シタル趣ナルカ九月十有日方提出ノ案ニ依リハ此種
 二種ノ一般使用ノ港灣ノ入港ハ、ソノ上陸部ノ政行及將來ノ港灣其他諸稅
 及手数料ニ因リテ諸規定ニ準據シテ利稅者許スルノ權ヲ付スル他、治率
 地奥ノ空路ノ航ノ交通等ノ同意ヲ得ルニテ條件トシテ許ス、利稅者ノ船舶
 ハ企業生業物、或ハ設備用品及供給品並ニ勞働者従業員ノ食糧品食料及供給品
 並ニ運送物及勞働者自身ノ輸送ニシテ使用スルモノトシ、ヤ形ノ補助船(四
 十馬力以下ノ十運送船及登却機船)ニシテ企業ノ主要船隻及人員ノ輸送ニ志シ

外務省

MT 1710371 246

94

族携行ハ原則トシテ邊メサント、ナリシム由ナリ

外務省

MT 1710371 245

97

96

(五) 従業員ノ出入共他附帯ノ権利 (土地水面ノ使用、木林井伐採、
 企業ニ必要ナル工作物例ニテハ塔、棧橋、電信線ノ設備、水路ノ浚
 渫) 等ニ関スレハ、九月四日(癸)申大使来電ニ依リ、右ニ関スル我方希望ニ
 付テ、先方ハ大体之ヲ承認シ、且、左ノ内森林ノ伐採問題ハ別項
 記載ノ通リナルカ、其ノ他ノ諸事項ニ関スル農例原由ヲ要飲左
 ノ如シ
 (並附帯設備) (夫)
 (イ) 土地使用 向缺 利権地域内ニ於テ採掘及採掘作業ニ必要ナル地表使用
 ヲ許ス。住宅共他ノ建物及一切ノ工業上ノ諸設備及共ノ他ヲ行フるニ許

MT 1710371 248

右ハ此種ノ事係岸ニ治ヒ自由航行ノ権利ヲ有スルニ規定セザル
 外 務 省

MT 1710371 247

103

先んたんとすん利権者社ヲ自己ノ見込(敷)外女子ヲ採用と持んとす(外)
 子人ノ使用率(三)年毎ニ兩萬セシ(十)と規定セシアリ而シテ大正十一年十
 月五ノ発甲申大使來電ニ依シテ先方ハ労働法通用ニ因シテハ國本ニ
 シテ如何ノ利権者社ニセテ存スルヲ飽迄存案ヲ固持シテ持守(我)方ニ
 ハ遂ニ原案ヲ承認シテ(外)女子ニ労働者等ノ使用率等ノ向改ニ因シテハ我
 方ハ(外)總使用人ヲ過算シテ五割迄外女子トモ得ル(二)露子事ニ規定セル労働
 法及労働紹介所ハ「オハ」ニ在ルニ依リテ檢閲ヲ指スル(現)
 在右「ハ」ハ(三)ニ在リ(四)所定率ノ改訂ハ十ヶ年毎トスル(改)

外務省

MT

171037

254

102

(十六)労働向改ニ因シテハ九月四ノ發甲申大使來電ニ依リテ我方労働法
 通用ノ緩和ヲ要望スルニ先方ハ大体異議ナキモ如何ナル(一)實ニ付緩和ヲ加ム
 ルハ(二)具體的ニ決定セシメテ(三)希望スル趣ナリシカ九月十二日提申(四)露子利
 権者等ニ在テ労働法(五)全部ニ(六)藉ノ如何ヲ向ハス通用スル(七)又(八)技
 術者(九)至(十)練(十一)勞働者(十二)五割・中級及下級ノ労働者ハ二割五分迄外女子ノ使
 用と得(十三)而シテ右(十四)制限(十五)極東労働法(十六)ヲ利権者ノ要求ニ(十七)シテ(十八)聯
 邦市民中(十九)ノ所定労働者ヲ提供シテ(二十)其(二十一)極東労働法(二十二)取所ノ仲介ニ
 可(二十三)前記(二十四)在外(二十五)労働者及(二十六)従業員ヲ(二十七)雇傭(二十八)し得(二十九)以上ノ(三十)条件(三十一)ニ(三十二)依(三十三)ル

外務省

MT

1710371

253

113

衛生軍有ニ協定セラル由企畫ヲ就テ医療ノ目的ニ振テラルル旨即
 中四五何レニシテ表列ノ方法モ有テハ此ノ如ク我方留保セリト
 十七「オハ」及「アイツク」等線電化所向款ニ因シテ九月十二日陸中軍
 代表ヨリ橋本北辰守長ニ宛テ未ダ提案ナキモ本件ニ因テハ先方ヨリ左
 提案ヲ為スナリトテ言ハレシル旨電報アリシルヲ以テ十月五日陸中軍大
 使来電ニ依テ先方ヨリ未ダ何事も提案ナキモ我方ヨリ右ノ政府ヨリ
 定メラルル候ト認メラルル事特ニ之ヲ利権契の中ニ定ムルヲ便利トスル事由
 リヤト向合セラルルニ對シモ外務部ノ意見ヲ求メラルルニ決レハ何トモ

外務省

MT 1710371 264

112

愛知縣迄至急ヲ派遣スルカ又ハ先方至急ヲ吟味スル
 道ニテ同地ニ同件建設ノ交渉ヲ開始スル事ト且交渉地
 ノ選擇ハ先方ノ事ト認解ノ得ル旨電報留保ノ旨
 二八里物共可降 始生スル事ト認解ノ得ル旨電報留保ノ旨
 希張ノ中軍 留保ノ旨電報留保ノ旨電報留保ノ旨電報留保ノ旨
 鐵原 留保ノ旨電報留保ノ旨電報留保ノ旨電報留保ノ旨

外務省

MT 1710371 263

125

外務省

付ス

(一) 按旨賠償義務

契約成立及ニヨリ生じし政府ノ按旨ノ賠償スルニテ要ス

(二) 右ノ外利権者ニ對シテ是レ以外ノ物品ヲ採取スルノ権利ナシ

(三) 其ノ他ノ事項ニ付テハ九月十日ヲ提テ先方事ニ付テハ決断アリ

(四) 契約ノ履行カ不可成カニヨリ一付不可成トナリタルキハ相互ニ履行義務ヲ免ルルニテ契約ノ基本期限ノ不可成カニテ影響向ナシ

(五) 契約ノ履行カ不可成カニヨリ一付不可成トナリタルキハ相互ニ履行義務ヲ免ルルニテ契約ノ基本期限ノ不可成カニテ影響向ナシ

(六) 契約ノ履行カ不可成カニヨリ一付不可成トナリタルキハ相互ニ履行義務ヲ免ルルニテ契約ノ基本期限ノ不可成カニテ影響向ナシ

MT 1710371 276

124

外務省

c. 試掘採掘ノ計画及履行方法ハ完全、正老且経済的ナリトテ考慮ス

スノ試掘及採掘ノ結果トシテ得ルモノハ即チ平定及技術的統計的甲次ヲ所定期ヨリニ申送ス

d. 鉱山監督機關ハ何レモ作業ヲ監査シ得之ニ付シ利権者ニ監査執

行申送金中心按旨ヲ得ルハ試掘、採掘日誌、分析表、地質標本ホ

ヲ技術的甲次ト考ニ提送又ニ申送スルノ義務アリ、又原由ノ比較

後ノ標準ヲ得ルルノ監査ヲ拒ムトテ得ス

MT 1710371 275

127

(廿三) 露國側如何提案
 露國側如何提案即于 秒後即台男修ノ五年間ノ設備見
 入ノ事 原價消却未措ノ一ノ割合ノ回高ニシテ 燐瓦家屋ノ毎年
 五%ノ市達家屋機械 器具等ハ十%ノ率ヲ以テ 貯蓄シ
 修却費ノ約 積蓄 貯蓄ノ見果ニシテハ 中里代表ハ(十
 月) 官費(貯蓄ノ見果ノ五年間ノ限ニ至ル時ニ引揚スル
 賦税中消却未措ノ一ノ割合ノ長短ニ基テ 消却費ヲ以テ 貯蓄ノ見
 積ノ見果ノ一率トシテ 貯蓄ノ率ヲ同之ルヲ以テ 案ハ大

外務省

MT 1710371 278

126

尚九月四日 露日中大使未電ニ依テハ 事務用語ニ付テハ 露文ヲ正本トシ
 之ニ附随的英譯文ヲ附スルニ付テハ 露文ヲ以テ
 十月四日 露日大使未電ニ依テハ 露日事務用語ニ付テハ
 引續キ地域問題ノ交渉ヲ行ヒヨクハ 未タ本會
 議ノ上ニ提ノ道、到リテ 露日事務用語ニ付テハ 露文ヲ以テ
 外務省ハ十月九日 露日事務用語ニ付テハ 露文ヲ以テ
 外務省

外務省

MT 1710371 277

129

前印信一年の理、館長を退任し、在りて行役を
 休向に待てり
 第十卷より引揚せし、その下を以て扱ひ、其色を
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て

外務省

MT 1710371 280

128

傳知何の者、其色を以て扱ひ、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て
 紙に書し、紙を折紙に置き、其色を以て

外務省

MT 1710371 279

31

○ 前文

石炭ノ部ト同一ナリシ

○ 第一系 (財産向款)

石炭ノ部 第一系ニ同シ

○ 第二系 (地令運并義務)

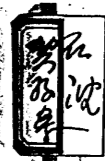
石炭ノ部 第二系ニ同シ

大正十四年九月十三日号 典例提示ノ石炭利権契約書要約

(印ハ石曲、石炭共同一筆文トス)

MT 1710371 282

外務省



130

○ 前文

石炭ノ部ト同一ナリシ

○ 第一系 (財産向款)

石炭ノ部 第一系ニ同シ

○ 第二系 (地令運并義務)

石炭ノ部 第二系ニ同シ

大正十四年九月十三日号 典例提示ノ石炭利権契約書要約

(印ハ石曲、石炭共同一筆文トス)

MT 1710371 281

外務省

133

地域	才十条 (地域)	石炭ノ部才九条ニ同シ	才九条 (權利取捨ノ允許ヲ移轉禁止)	石炭ノ部才八条ニ同シ	才八条 (地質学者、技師ノ研究及高ホ技術ヲ得テ本事業ノ實ヲ許シ)	石炭ノ部才七条ニ同シ	才七条 (企業ノ管理經營權ノ保障)
----	----------	------------	--------------------	------------	----------------------------------	------------	-------------------

外務省

MT 1710371 284

132

才四条 (財産引取ト財産保存取捨)	石炭ノ部才四条ニ同シ	才五条 (財産保障)	石炭ノ部才五条ニ同シ	才三条 (契約上ノ權利保障)	石炭ノ部才三条ニ同シ
-------------------	------------	------------	------------	----------------	------------

外務省

MT 1710371 283

1-1966

135

第十四条 (採掘ノ結果)

採掘ノ結果を價値ナキ者若シハ報知シ又價値アルモノトナルハ政府ハ其ノ一先取ス

第十五条 (作業実施上ノ義務)

a. 鉱山法ノ規定ニ基キテ三年毎ニ都道府県知事ノ發布スル地中伏在ノ石油探査ニ関スル専門的規定ヲ遵守シテ採掘採査スルニ

b. 探査調査ノ一ヶ月毎ニ都道府県知事ニ採掘採査ノ一般計劃ヲ申告スルノ旨毎年新作業年々開始ニヶ月前ニ同様計劃ヲ申告スルニ

MT 1710371 286

外務省

134

第十五条 (政府對老ノ引取方法)

石油ノ引取ナキニ同シ

第十六条 (採掘地域及採掘期ノ問題)

a. 一千平方英里ヲ一ヶ年ノ期ヲ調査採掘ニ付

b. 採掘地域及採掘期ノ一年内ニ政府指定ス

第十七条 (採掘方法)

a. 利権者ニ採掘区域及採掘所ノ制限ヲ付シ之ヲ遵守スルノ上採掘スルニ

b. 採掘区域及採掘期ノ一ヶ月毎ニ報告スルニ

MT 1710371 285

外務省

137

油印ノ目ヲ四十年トス(一千平方露見ノ坑塚区ヲモ念入ス) 第十九条(報債) 報債額 年額ニテ増進ヲ五%トシニテ七%増ス毎ニ一%ヲ増シニ十三%以上ヲ五%トス (白) 噴油ハ四五%トス 噴油ハ機械力ヲ用テ自然ニ流出シテ採取シタルモノヲ指シ但四五%ノ報債ヲ徴収シ得ルハ坑井最初ノ採取額ヲ調節装置ヲ施サシテ昼夜五十屯ヨリ少カサル場合ニ限ル 報債支払期日及方法 官費年分終了日ヨリ三ヶ月内ニ支払フ一ノ政府ハ現品又ハ

外務省

MT 1710371 288

136

第十九条(期限) 測量圖及地價圖ヲ作成シ一ノ地方自治監督ニ提出シ毎年地價ニ増補及スルニ 第二十一条(測量圖及地價圖制作ノ義務) 地方自治監督機關ハ何れノ土地ノ價額ヲ調査シ行方ニ對シテ利権者凡テ便宜ヲ與ヘ又 必要ニシテ之ヲ材料ヲ提供スル 第二十一条(測量圖及地價圖制作ノ義務) 測量圖及地價圖ヲ作成シ一ノ地方自治監督ニ提出シ毎年地價ニ増補及スルニ
--

外務省

MT 1710371 287

1-1966

129

第十九条 (産油ノ稅稅額ノ算定)	<p>a. 原油ノ稅稅額ハ故件ノ稅額ニ付テハ右ノ利率者ニ依リテ算定スルニシテ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、</p>
第二十条 (稅額ノ算定)	<p>原油ノ稅額ハ、 原油ノ稅額ハ、 原油ノ稅額ハ、</p>
第二十一条 (企業用物件ノ稅額ノ算定)	<p>企業用物件ノ稅額ハ、 企業用物件ノ稅額ハ、 企業用物件ノ稅額ハ、</p>

外務省

MT 1710371 290

138

第十九条 (産油ノ稅稅額ノ算定)	<p>a. 原油ノ稅稅額ハ故件ノ稅額ニ付テハ右ノ利率者ニ依リテ算定スルニシテ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、 故件ノ稅額ノ算定ニ付テハ、</p>
第二十条 (稅額ノ算定)	<p>原油ノ稅額ハ、 原油ノ稅額ハ、 原油ノ稅額ハ、</p>
第二十一条 (企業用物件ノ稅額ノ算定)	<p>企業用物件ノ稅額ハ、 企業用物件ノ稅額ハ、 企業用物件ノ稅額ハ、</p>

外務省

MT 1710371 289

1-1966

141

石炭ノ卸才二十三条ニ同シ	○才二十七条 (水及水カノ利用権)	石炭ノ卸才二十一ニ同シ	○才二十七条 (土砂ヲ採取権)	送油管ヲ布設シ得 其費用ヲ政府各油ヲ輸送スルノ義務アリ (ヲ承認スル)	第二十五条 (送油管ヲ布設権)	油及加工工場及製造所ヲ設ルニ付 トシテハ 特例ナク 協定ヲ要スト 規定セシム	石炭ノ卸才二十条ニ同シ 但商売代理者 及事務所 施設ノ規定ナシ 而シテ 製
--------------	----------------------	-------------	--------------------	---	--------------------	--	--

MT 1710371 292

外務省

140

石炭ノ卸才十七条ニ同シ	向方伊若延草等ニ対スル 日用必需品ノ備蓄 於テ是レモ 其ノ得ルモノ 北極等 伝山署長ノ 便宜ノ價格ヲ 供給スル トノ 規定アリ	○第廿二条 (輸入品ノ市場級賣却)	石炭ノ卸才十八条ニ同シ	○第廿三条 (土地使用権)	石炭ノ卸才十九条ニ同シ	○第廿四条 (附帯設備権)
-------------	--	----------------------	-------------	------------------	-------------	------------------

MT 1710371 291

外務省

143

石炭ノ部 第三十條 第三十條ノ旨ニ同シ 但補給ノ自由航 行区ハ東海 岸トス	第三十五條 (港灣入港 航行權)	第三十四條 (ボート ヲアイサ クニ免 原電代 所向致)	(乗掛 票)	第三十三條 石炭ノ部 第二十七條 ニ同シ	第三十三條 (電信保 設備及 利用權)	第三十三條 石炭ノ部 第二十七條 ニ同シ	第三十三條 (労働者 簡易入 子手賃)
--	------------------------	---	-----------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------

外務省

MT

1710371 294

142

石炭ノ部 第二十五條 ニ同シ	第三十一條 (女子労働 者使用率)	石炭ノ部 第二十四條 ニ同シ	第三十條 (労働法 通用及 法令保 険料他 附帯務)	石炭ノ部 第二十三條 ニ同シ	第二十九條 (森林伐 採權)	交通印 樞東棧 肉ノ邊 之ヲ船 ヲ其ノ 監督ノ 下ニ浚 濬ニ得	第三十八條 (河川浚 濬權)
----------------------	-------------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	--	----------------------

外務省

MT

1710371 293

1-1966

145

外務省	号	○ 第四十條 (期限外の契約の破棄)
		a. 政府との場合期限外契約の破棄と得
		(1) 利権者破産ノ場合
		(2) 利権者カ才十五条才十八条及才二十二条ニ違フ片、(1) 限一ラルノ場合
		ヲ以テニ四 才五才六才七才八才九
		b. 政府破産ノ件ハ三十一年ノ規定ニ依リテ企業ハ政府ニ移転ス
		c. 政府ハ契約破産トモニ担保債務ヲ買収シ且何種ノモニ違フ才破産止ヲ要スル

MT

1710371 296

144

外務省	○ 才二十六條 (華僑及帰国設備権)
	石炭ノ才才二十九条ニ同シ
	○ 才二十七條 (財産附保険取扱)
	石炭ノ才才三十条ニ同シ
	○ 才三十八條 (企業引取取扱)
	石炭ノ才才三十条ニ同シ
	○ 才三十九條 (不況救済見返金ノ実行返却回款)
石炭ノ才才三十条ニ同シ	

MT

1710371 295

147

石炭ノ部才四十二条ニ付シ
才四十一ノ条 (契約者ノ裁判上ノ免責)
才四十七ノ条 (契約者ノ効力ノ細則ノ付)
石炭ノ部才三十九条ニ付シ
才四十七ノ条 (契約者ノ保費ト賠本ノ支附)
才四十五ノ条 (印外ノ税由附取)
石炭ノ部才三十一ノ条ニ付シ

外務省

MT 1710371 298

146

石炭ノ部才三十五条ニ付シ
才四十二ノ条 (争議解決方法)
石炭ノ部才三十四条ニ付シ
才四十一ノ条 (損害賠償取扱)
才四十四ノ条 (他物取扱)
石炭ノ部才三十七条ニ付シ
才四十三ノ条 (使用料由附取)
石炭ノ部才三十七条ニ付シ

外務省

MT 1710371 297

1-1966

148

石炭

一、妻前文ニ因シテ、各組合ノ格付有キノ旨向款トナリタル事ヤ
 ニ因シテ行等報告ナキモ恐ラズ石油組合ト同一状況ナリト高日本政府ノ推
 薦シテ老老者ノ肩書ニ「北幸子」の決定者トニ其キト挿入セシメ「キタ
 中大使ニ訓令アリタル事」不油ノ部ニ用シ「此ノ訓令ハ石炭ノ部ニ用シタル事ニ
 同シ」
 二、財産所有権ノ帰属及使用料内款並ニ満期後財産引取内款ニ付テハ
 九月上旬提手シル内農例石炭利権製局事ハ、石油ノ部ト同一ニ規定セ
 ラル内方ナカ九月二十九日発田中大使末電ニ依リ、石炭例代表ニ成ルノ

外務省

MT 1710371 300

748

748

石炭

石炭ノ部

外務省

MT 1710371 299

間中評價ノセカヲ支拂フマツトノス一キヲ提議セシムニ付我方ハ大体之ニ同意
 シムニ 確答ハ之ヲ多保シ^(契約) 又満期ノ際モ此ノ企業但成財産列於
 方ニ因シ我方ハ不利ノ抗カニ據ル不能ニ就キ除外例ヲ認ムル又事業引換ノ期
 間ニ三月ノ外ト改メムマツト主張シタルニ先方之ニ同意セリト更ニ十月八日
 奥村代表^勝 未^{北陸吟} 石炭館業林^{北陸吟} 此ノ創設委員長此電報ニ依リハ我方ハ我方ノ
 間中設備ハ使用権^(先) 有シテ所有権モ利権者ニアリト主張シ前縁三回セリ
 ニヨリ付添シタル逐ニ致実ヲ見サリ由テカナハ^(先) 田中大使未^先 罷^(先)
 依^(先) 所^(先) 有^(先) 権^(先) 内^(先) 容^(先) 如^(先) 未^(先) 成^(先) 各^(先) 向^(先) 款^(先) 二^(先) 付^(先) 出^(先) 表^(先) 呈^(先) 合^(先) 了^(先) 由^(先) 催^(先) 之^(先) 力^(先) 積^(先) 果^(先) ノ

契約中

外務省

MT 1710371 302

實際向款トシテ解決ヲ望ムルニ努メ^(授考財表) 所有権向款ニハ觸レサモ (一) 契約満期ノ
 際利権者カ^(先) 借^(先) 取^(先) 成^(先) 例^(先) ニ^(先) 引^(先) 出^(先) ス^(先) キ^(先) 財^(先) 産^(先) ハ^(先) 借^(先) 取^(先) 成^(先) 例^(先) ヲ^(先) 使^(先) 用^(先) ノ^(先) 為^(先) 交^(先) 付^(先) ヲ
 受^(先) ケ^(先) タ^(先) ル^(先) (四) 利権者ノ設備^(先) 之^(先) 多^(先) シ^(先) テ^(先) 原^(先) 償^(先) 消^(先) 却^(先) ヲ^(先) 終^(先) リ^(先) シ^(先) ム^(先) ト^(先) ス^(先) 下^(先)
 並^(先) (三) 原^(先) 償^(先) 消^(先) 却^(先) 未^(先) 了^(先) ノ^(先) モ^(先) ハ^(先) 借^(先) 取^(先) 成^(先) 例^(先) カ^(先) 買^(先) 上^(先) 特^(先) 権^(先) ヲ^(先) 保^(先) 留^(先) ス^(先) ル^(先) 下^(先) 二^(先) 付^(先) 双
 方^(先) ノ^(先) 互^(先) 見^(先) 一^(先) 致^(先) シ^(先) ン^(先) 趣^(先) ナ^(先) リ^(先) カ^(先) 更^(先) ニ^(先) 十^(先) 月^(先) 五^(先) 日^(先) 迄^(先) 同^(先) 大^(先) 使^(先) 事^(先) 電^(先) ニ^(先) 三^(先) ハ^(先) 財^(先) 産^(先) 二^(先) 對^(先) ス
 ル^(先) 使用料ノ内^(先) 容^(先) 之^(先) 我^(先) 方^(先) ハ^(先) 如^(先) 何^(先) タ^(先) ン^(先) カ^(先) 借^(先) 取^(先) 成^(先) 例^(先) 財^(先) 産^(先) ナ^(先) ヲ^(先) 買^(先) 上^(先) 觸^(先) ル^(先) 下^(先) 二^(先) 付^(先) 双
 遊^(先) ケ^(先) 單^(先) ニ^(先) 借^(先) 取^(先) 成^(先) 例^(先) 所^(先) 有^(先) 財^(先) 産^(先) 二^(先) 對^(先) シ^(先) 使用料ヲ支拂フマツトハ^(先) 專^(先) 存^(先) ナ^(先) リ^(先) 二^(先) 付^(先) 双
 者^(先) 該^(先) 財^(先) 産^(先) ノ^(先) 價^(先) 値^(先) ハ^(先) 年^(先) 々^(先) 低^(先) 減^(先) ス^(先) キ^(先) マ^(先) ヲ^(先) 主^(先) 張^(先) シ^(先) ン^(先) 先^(先) 方^(先) ハ^(先) 使^(先) 用^(先) 期

外務省

MT 1710371 301

152

アノカラ、
有、高、増、申、許、修、税、を、控、除、え、ら、る、承、知、す、と、申、上、申、上、
外、務、省、
其、邊、上、月、十、日、以、後、修、税、が、以、下、奥、村、代、金、が、可、由、民、衆、に、賦、課、さ、る、事、に、關、し、て、是、邊、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
修、税、に、關、し、て、修、税、部、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
十、二、日、の、會、議、代、表、が、承、知、す、と、申、上、申、上、
其、邊、上、月、十、日、以、後、修、税、が、以、下、奥、村、代、金、が、可、由、民、衆、に、賦、課、さ、る、事、に、關、し、て、是、邊、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
修、税、に、關、し、て、修、税、部、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、

MT 1710371 304

157

外、務、省、
此、邊、上、月、十、日、以、後、修、税、が、以、下、奥、村、代、金、が、可、由、民、衆、に、賦、課、さ、る、事、に、關、し、て、是、邊、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
修、税、に、關、し、て、修、税、部、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
十、二、日、の、會、議、代、表、が、承、知、す、と、申、上、申、上、
其、邊、上、月、十、日、以、後、修、税、が、以、下、奥、村、代、金、が、可、由、民、衆、に、賦、課、さ、る、事、に、關、し、て、是、邊、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
修、税、に、關、し、て、修、税、部、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
十、二、日、の、會、議、代、表、が、承、知、す、と、申、上、申、上、
其、邊、上、月、十、日、以、後、修、税、が、以、下、奥、村、代、金、が、可、由、民、衆、に、賦、課、さ、る、事、に、關、し、て、是、邊、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
修、税、に、關、し、て、修、税、部、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、
外、務、省、の、所、持、つ、た、る、修、税、が、承、知、さ、る、事、に、關、し、て、御、申、上、申、上、

MT 1710371 303

1-1966

156

(六) 地域問題ニ付テハ我方ノ希望スルモノトシ

(イ) 北支薩哈噠石炭企業他令 — 他他令ノ希望スル地域ヲ除キ北支支路
 附近採炭地(乙)オニ新ニ規定スル地域(トウエ、ロガツイ)地帯

(ロ) 佐野他令 — 「トロフスキー」炭鉱及基ノ附近

(ハ) 及井他令 — 「アグネオ」及「シュニア」炭鉱及基ノ附近

(ニ) 塚本他令 — 「ホロライニカ」炭鉱及基ノ附近

右ニ対シ九月廿四日閉債セシムル技術者令及「テラテラ」農例ハ「ロガツイ」
 ハニ管下スル(ロ)トウエハ大体許可スルモ同他令中ノ「新即」セルフルド

地域

外務省

MT 1710371 308

155

(五) 中央地方ノ命令及令ニシテ利権者ノ権利ノ制限又ハ母法シラヒメントニ関ス
 ル農農例案及十月七日ノ電報中ノ使電電報ノ次方ハ石炭ノ事ニ関シ
 ナリ可ク四ノ中ノ使電ノ事ハ石炭ノ事ニ関シ、固シク政府ニ一ノ事アリ
 ナルヲオモヒテ案ノ場合ノ中央利権者ノ利益ヲ保護シ又ハ新案
 ナルコトナリトノ規定ヲ加フルコトナリ

外務省

MT 1710371 307

158

代官討心抄多回判りたり。
大村口土月十日抄巻物ヲ以テ松原系抄巻物ヲ以テ
ノ巻物ハ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ

外 務 省

MT

1710371 310

157

其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ
其ノ抄巻物ノ見込ニ付テハ其ノ抄巻物ノ

外 務 省

MT

1710371 309

田村代表委員 鑑て同所新の事務あり不為の内在
 地白藤若くは地域に移入の便宜に及ばざるは生業
 外上、若し移入の便宜に及ばざるは生業の便
 なる等議す。一、其の便宜に及ばざるは生業の
 者等も此の便に及ばざる
 一、同所一帯の絶対的なるものに入ることとせん其代
 價は同所一帯の各地に在るもの地を譲りしに
 一、移入の便宜に及ばざるは生業の便に及ばざる
 一、同所一帯の絶対的なるものに入ることとせん其代
 價は同所一帯の各地に在るもの地を譲りしに

外務省

MT | 1710371 312

田村代表委員 鑑て同所新の事務あり不為の内在
 地白藤若くは地域に移入の便宜に及ばざるは生業
 外上、若し移入の便宜に及ばざるは生業の便
 なる等議す。一、其の便宜に及ばざるは生業の
 者等も此の便に及ばざる
 一、同所一帯の絶対的なるものに入ることとせん其代
 價は同所一帯の各地に在るもの地を譲りしに
 一、移入の便宜に及ばざるは生業の便に及ばざる
 一、同所一帯の絶対的なるものに入ることとせん其代
 價は同所一帯の各地に在るもの地を譲りしに

外務省

MT | 1710371 311

162

小なり、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 然に十二月の権、備材代表の御成り、於て大に成り
 心正成御印、加増御領新の後、見込に、シナノコトナリ。
 十二月の備材代表の御成り、加増御領新の後、見込に、シナノコトナリ。
 現在、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 二月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 三月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 四月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 五月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 六月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 七月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 八月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 九月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十一月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十二月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣

外務省

MT

1710371

344

161

以上、是より、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 然に十二月の権、備材代表の御成り、於て大に成り
 心正成御印、加増御領新の後、見込に、シナノコトナリ。
 十二月の備材代表の御成り、加増御領新の後、見込に、シナノコトナリ。
 現在、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 二月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 三月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 四月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 五月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 六月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 七月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 八月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 九月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十一月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣
 十二月の、御領、又、本末不足なり、唯是已末上の所産の権と同見矣

外務省

MT

1710371

313

170

ニ付ニ萬屯ヲ基準トシ三十二萬屯ヲ以テハ「バーセ」トスルヲ「バーセ」ヲ提議
 組合ノ場合ハ別ニ協議スル建前トス先方「一企業團體ノ年産額
 増高下レ百七十萬屯ニ至リテハ「バーセ」トスルサマヲ主張シタル示(他ノ
 産出高五十五萬屯達ヲ五「バーセ」トシ十萬屯ヲ増ス毎ニ四分ノ「バーセ」
 電約條約其ノ後我方ハ北薩哈噠石炭企業組合ニ於テハ「一」年ノ總
 別ニ依リ異ナル率ヲ定ムトマシ限ル由ナル同月廿九日東京總領事
 向ハス總産出高ニ對シ五分ノ報債支拂方ヲ主張セル先方ハ各炭坑
 (八) 報債問題ニ因シテハ九月五日田中大使電報ニ依リ我方ハ炭田ノ如何ヲ
 (発)

切符

外務省

MT 1710371 322

169

アリソリ
 ニテ既ニ四十五年ヲ承諾ス故今梳ノ違令ニ照ルニテも亦必要長ニ此電報
 見方九月廿七日田中大使ヲ電報アリヨリ九月廿八日奥村代表ヨリ石油例
 見方先方ハ先方中ヨリ四月五年トス「バーセ」トスルノ高率ニ留保
 (七) 利権期了ニ因シテハ「バーセ」例ハ四十年ヲ主張セルニ對シ我方ハ五十年ヲ主張
 (我方ニテ)

外務省

MT 1710371 321

178

善一増力ヲ書名上調節セヨト申出ス
 見書之同好者の方名をヲ辨シヨク其下ニ其別
 以テ 四年方使ヲ通テ、卷付兼見テ、其別ヲ控テ同御
 振ニ對シ書込氏ヲ撰付代動機トシ 月年表電報ヲ
 失テ抄レヨク、トシテナリ
 佐下見據リ 其ノ下ニ其方計算ニ從ハ、其ノ年三万四、其
 一、據據リ、其ノ日、七七、其ノ年、其ノ先方、九日、其ノ年
 元ノ上ニ、其ノ計算ニ據據リ、C、i、t、十、二、日、其ノ年、其ノ年
 據據リ、其ノ日、七七、其ノ年、其ノ先方、九日、其ノ年

MT 1710371 329

177

善一増力ヲ書名上調節セヨト申出ス
 見書之同好者の方名をヲ辨シヨク其下ニ其別
 以テ 四年方使ヲ通テ、卷付兼見テ、其別ヲ控テ同御
 振ニ對シ書込氏ヲ撰付代動機トシ 月年表電報ヲ
 失テ抄レヨク、トシテナリ
 佐下見據リ 其ノ下ニ其方計算ニ從ハ、其ノ年三万四、其
 一、據據リ、其ノ日、七七、其ノ年、其ノ先方、九日、其ノ年
 元ノ上ニ、其ノ計算ニ據據リ、C、i、t、十、二、日、其ノ年、其ノ年
 據據リ、其ノ日、七七、其ノ年、其ノ先方、九日、其ノ年

MT 1710371 328

150

(九) 産米ノ五割買上権留保問題ニ関シ九月下旬提子ニシテ農例委員
 委員ニ於テ政府ハ各作業者ニ肉始トシ以テ前 豫告ヨリテ年々米穀ノ五割以
 由テ上海市場値段ヲ構テ上海ヨリ標準運賃ヲ控除シ他段ニテ優先買
 入権ヲ留保スル旨規定セシメ九月廿九日付電報ヲ以テ本向部ニテ農例ニ
 於テ白紙ノ協定ニシテ権利ヲ行使スル条件ヲ附加シテセラルベトニ
 決定シタル旨 報告 マリヤリ
 (田中大使ヨリ)

MT 1710371 331

外務省

179

十五日付林田中大使電報、按ハ、十五日付秋田農林表
 報ノ中ニシテ各農ノ結果及作物ノ生産ノ以テハ、他ノ如クノ報
 報ノ或程度ノ豫告ヲ為シ、且、各農村代表等ノ之ノ上交渉ノ
 餘地無シトシテ之ノ勢ヨリ全額買上ノ旨ニシテ、同部ニ由リ
 十月五日付農林省電、按ハ、秋田、同部、各農村代表、
 外ノ十日後迄、各農、買上ノ旨ニシテ、同部、同部、同部、
 之ノ旨ヨリ、又、秋田、同部、同部、同部、同部、同部、
 二程並先、増、十日後迄、同部、同部、同部、同部、同部、
 外務省

MT 1710371 330

外務省

182

ニシテ此令 保険料、証券及労働者總賃令ノ十三パーセントナリト
 右ニ對シ一般に稅地方稅向款ニ因シテ其總單一稅トスルニ一致スルモ
 稅額ニ此テハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 十月日奥村代表ヲ奉_レテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 奥ノ三三三ノヤトトスルニキテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 奥ノ三三三ノヤトトスルニキテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ

MT 1710371 333

181

(十) 租稅向款ニ因シ九月日奥村代表ヲ奉_レテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 奥ノ三三三ノヤトトスルニキテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 奥ノ三三三ノヤトトスルニキテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ
 奥ノ三三三ノヤトトスルニキテ此令ニ對シテ其總單一稅トスルニ一
 致スルニシテハ未ダ何ノ討議ヲ有サルヨリ十月日奥村代表ヲ奉_レテ此
 創立案ニ長ニ電報アリシヨリ

租稅

MT 1710371 332

1-1966

183

外務省
 見部員が... (Right column text)
 ... (Middle column text)
 ... (Left column text)
 外務省

MT | 1710371 334

184

外務省
 ... (Right column text)
 ... (Middle column text)
 ... (Left column text)
 外務省

MT | 1710371 335

1-1966

186

農側ハ 斯ル宏大ニ 權利ハセテ 認ムルヲ 得ヤルモ 備林地区 設定ニ 関シ 主義上 異存
 平方 盛里 伐採 高ニ 萬三千 立方 フット ノ 備林 区 設置 案ヲ 提出シ タルカ 旁
 ハ 五ヶ年 毎ニ 政府ヲ 査査スル 事ヲ 規定セシメ 夫レ 右 規定ニ 関シ 我方ハ 面積 四百
 ル 備林 地域ヲ 獲得シ 得ル 而シテ 今 昔 現行 規定ニ 異ナラズ 条件トスル 事ヲ 本 条件
 用 権ヲ 有シ 地域外ニ 於テハ 企業ノ 必要上 極東 土地局ノ 承認ヲ 得テ 伐採ノ 必要ナ
 容認スル 事ヲ 九月 四日 申大 使ヲ 電報アリシカ 九月 下旬 提テ 農側
 契約 書ヲ 示シ 札ヲ 利権者ニ 送ル 目的ニ 於テ 企業ニ 必要ナル 際ノ 利権 地域内ノ 樹木 利
 用 権ヲ 有シ 地域外ニ 於テハ 企業ノ 必要上 極東 土地局ノ 承認ヲ 得テ 伐採ノ 必要ナ
 (十一) 森林 伐採 権 向致ニ 関シテ 我方ニ 有利セカ 附帯シ 希望シタルニ 先方ハ 大体
 容認スル 事ヲ 九月 四日 申大 使ヲ 電報アリシカ 九月 下旬 提テ 農側
 契約 書ヲ 示シ 札ヲ 利権者ニ 送ル 目的ニ 於テ 企業ニ 必要ナル 際ノ 利権 地域内ノ 樹木 利
 用 権ヲ 有シ 地域外ニ 於テハ 企業ノ 必要上 極東 土地局ノ 承認ヲ 得テ 伐採ノ 必要ナ

森林

外務省

MT 1710371 337

185

(十一) 産出物 至 企業用 物件 物資ノ 輸出入 及 其ノ 手 續 向致ニ 関シテ <small>(労働 提議)</small> 八石 曲ノ 部ト 同様ニ テ 交渉ノ 成行 亦 石 曲ノ 部ニ 依リ 同 部ト 同シ
--

外務省

MT 1710371 336

1-1966

188

予前編に於て備林地境ノ
 規定ニ於て先づトノトナシ

MT

1710371

339

外務省

187

ナレト別ニ安キヲ出スナリ
 十月五日中大使ヲ電報アリ
 リ、十一月日留
 約中ニ地境及林境ノ
 万指第ノ林境ヲ過
 一ノ林境第定ノ基礎
 予提中ニ此方ニ
 ナリ

MT

1710371

338

外務省

1-1966

190

交渉成行人要人ノ如シ

(及附帯設備) (規定之ニ依ル)

(1) 土地使用問題 学農例製の事ニ於テ在るノ地境及橋堰ニ必要ナル際

地域内ノ使用ヲ許容スル目的ヲ以テ利権者ニ指定ノ地域ニ於テ住屯又ハ技術ナク設備其他

凡テ種敷ノ建物ヲ建設スル時 又利権地域ノ地表ニ於テ企業者並学農者從事スル

MT

1710371

341

外務省

189

更ヲ加テ決定ヲ見ルニト 容易ナクテ電報アリソリ

未だ創主等ノ此ノ地ニ於テ我々ハ在るノ迄ヲ留保スルモ多クノ事

並ニ此境トモスル以外全然 石田製粉事ト同一ナルカ十月八日 國府公表

(1) 船舶ノ出入ノ経ニ因ル 学農例提率ハ 補助船舶ノ航行ヲ東海沿岸

北樺太西

MT

1710371

340

外務省

192

右ノ要更見ヤモ知リス(電報アリシ)
 十月八日自村代表ヲ末也創之委之長此右ハ~~決定セ左~~多
 本ニ関シ
 其ノ他利権者、利権地域外ニ商賣及事務所ヲ莫斯科ハハロウエ
 備ヲ及~~得~~印ヲ企業ニ直接受取ル通シ、修繕工場、鍛冶場、倉庫ホ又延
 業等皆仰者ニ使ハシテ物品製造工場及移入倉庫ホヲ設備シ得
 高利権者、利権地域内ニ特別条件トシテ有ル利権地域外ニ於テモ各利ノ附帯設
 備ヲ及~~得~~印ヲ企業ニ直接受取ル通シ、修繕工場、鍛冶場、倉庫ホ又延
 業等皆仰者ニ使ハシテ物品製造工場及移入倉庫ホヲ設備シ得
 市ニ代理者被選ハ梳ヲ有ス
 山法ノ一般規程ニテ許ラセラル
 右ニ関シ十月八日自村代表発表也創之委之長此電報ニ依ルハ在業ホモ
 決 (多クノ要更見ヤモ知リス) セラト
 (ハ) 利権地域内外ニ於テ水及水カヲ使役ヲ利用シ得
 右ノ要更見ヤモ知リス(電報アリシ)
 末也創之委之長此電報アリシ

MT

1710371

343

外務省

191

十月八日自村代表ヲ末也創之委之長此右ハ~~決定セ左~~多
 本ニ関シ
 其ノ他利権者、利権地域外ニ商賣及事務所ヲ莫斯科ハハロウエ
 備ヲ及~~得~~印ヲ企業ニ直接受取ル通シ、修繕工場、鍛冶場、倉庫ホ又延
 業等皆仰者ニ使ハシテ物品製造工場及移入倉庫ホヲ設備シ得
 高利権者、利権地域内ニ特別条件トシテ有ル利権地域外ニ於テモ各利ノ附帯設
 備ヲ及~~得~~印ヲ企業ニ直接受取ル通シ、修繕工場、鍛冶場、倉庫ホ又延
 業等皆仰者ニ使ハシテ物品製造工場及移入倉庫ホヲ設備シ得
 市ニ代理者被選ハ梳ヲ有ス
 山法ノ一般規程ニテ許ラセラル
 右ニ関シ十月八日自村代表発表也創之委之長此電報ニ依ルハ在業ホモ
 決 (多クノ要更見ヤモ知リス) セラト
 (ハ) 利権地域内外ニ於テ水及水カヲ使役ヲ利用シ得
 右ノ要更見ヤモ知リス(電報アリシ)
 末也創之委之長此電報アリシ

MT

1710371

342

外務省

194

(一) 契約案ニ於テ右ノ旅券手続ハ理想の緩和ノ規定ヲ設ケ在在東京及函館ノ農林
 事及在札幌ノ外務印務局長ニ送付スルノ旨ヲ規定セシムルニ十月五日四時六
 使末電ニ依リハ我方ヨリ旅券簡易手続ニ関スル希望案ヲ提呈スルニセリ極ナ
 ルカ同日八日奥村代表未迄創立案迄未カ免電報ニ依リハ先方有案ナシ
 少変更ヲ加ヘテ決法セム由ナリ

MT 1710371 345

外務省

193

(二) 電柱線ヲ架設シ及使用する事ヲ得
 右ノ農林省案モ決法セシムル旨十月八日奥村代表未迄創立案迄
 長免電報アリタリ
 (三) 当該労働局長官廳ノ豫定ヲ得テ築港、棧橋、駐留所、クレーン等ノ他ヲ
 設備スル事ヲ得港ノ交通印務局長ニ仰ス
 右ノ農林省案モ決法セシムル旨十月八日奥村代表未迄創立案迄
 免電報アリタリ
 (四) 労働者及従業員ノ札幌ニ入手続向款ニ付テハ九月十日提呈ノ労働例

MT 1710371 344

外務省

196

一ナリ而シテ社会保険料率ハ労働賃銀年俸額ノ一三%ナリト
 右ニ因シ十月五日発中大使来電ニ依レハ労働法適用ノ件ニ付テハ
 油ノ部ト同シク先方同意ヲ承認スルニ至リ、使用外人ノ割合ノ件ニ付テハ
 我方ハ今後十年ノ位ハ利権者ニ於テ使用人ノ名簿ヲ選ビ得ルナト、スル
 ヲ主張シシルカ石油ノ部ニ述ビタルト同様先方ハ本件事項ハ先業者放棄ヲ期
 トシ雇入ノ順序ヲ定メタルモノトシテ現ニ極東ニハ三千人ノ先業者アリニ鑑ミテ
 変更シ難シト述ビハニを謀セス、只社会保険料ノ件ニ付テハ現存ノ我方医療
 機関ノ利用セラルキニ鑑ミ医療自給ニ振テテ、今即三分五厘ノ減額ヲ為

MT

1710371

347

外務省

195

十五、労働問題ニ因シ最初我方労働法ノ適用緩和ヲ要望スルニ先方ハ大体同意
 深ナカリト至九月下旬提示スル労働法例利権者均等ニ於テ労働法規ハ適用ス
 又行政技術者至親縁労働者ハ五割、中級以下級労働者ニ割テ是迄外人ヲ
 使用シ得ルヲ(鑛業重役及管理者ハ右制限ヲ受ケス)而シテ右割合ハ極東労働
 部ニ於テ労働者人数中ニ占ム所算ノ倍者ヲ提供シ得ルナキハ極東労働部所ノ件
 命ミテ前記割合以上ノ外人ヲ雇傭シ得、以上ノ条件ニテ尚且先方ナリ場合ハ
 利権者ニ於テ自己ノ裁量ニ依リ外人ヲ採用シ得ルナトス者右外人ノ使用率
 ハ三ノ年毎ニ両倍セラルナキヲ規定セシムルナト石油ノ部ニ於テ述ビタルト同

外務省

MT

1710371

346

1-1966

198

國籍別に依り種別別
 割込ノ年賦ノ設計
 於て各島ノ割込由夫
 同様に十年間
 に於て條件トスル
 其日高田村代表者等
 第五條ノ各款ヲ一
 考ニ考照別ニ行ヒ
 割込ノ現由夫及
 協定書等ノ考照
 其十年間(四)ノ
 甲乙ノ各島ノ
 協定書ヲ考照ス
 事

外務省

MT

1710371

349

197

又右事電ハ此心
 外務省協定ニ由
 ナリ
 又右事電ハ此心
 外務省協定ニ由
 ナリ
 又右事電ハ此心
 外務省協定ニ由
 ナリ
 又右事電ハ此心
 外務省協定ニ由
 ナリ

外務省

MT

1710371

348